

[参考条文]

## ■ 電気事業法

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十四条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 (略)

2 (略)

## ■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

### 第1 審査基準

(1)～(32) 略

(33) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

### 別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の15の規定による広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確  
実であると認められることの基準

(1) 事務所の所在地について、会員が往訪しやすく、かつ、国の機関と密接な連絡をと  
ることができる場所が記載されていること。

(2) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 会員が推進機関に加入する際の手続

② 推進機関は、次に掲げる場合に、会員に対して、過怠金その他の制裁を科す旨

イ 会員が第28条の40第6号の指導・勧告に従わない場合

ロ 会員が第28条の42第1項の規定による報告又は資料の提出を行わない場合

ハ 会員が第28条の43の規定による情報提供を行わない場合

ニ 会員が第28条の44第1項の規定による指示に従わない場合

ホ 会員が法令に適合しない行為を行っているとして認められる場合

ヘ 会員の行為が推進機関の業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めら  
れる場合

③ 会員は、送配電事業者（一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者）に  
より構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者（小売電気事業者及び登録特定  
送配電事業者）により構成されるグループ及び発電事業者により構成されるグループ  
の3つのグループにそれぞれ分類される旨

(3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 第28条の33第1号から第4号までに掲げる事項及び電気事業法に特別の定めがあ  
るもののほか、少なくとも事業計画及び事業報告書に関する事項が総会の決議事項で  
ある旨

② 送配電等業務指針の策定又は変更が総会への報告事項である旨

- ③ 総会における議決権については、上記（２）③の各グループの議決権の総数がそれぞれ同数である旨
  - ④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨
  - ⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の議決権の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の議決権の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（２）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨
  - ⑥ 会員は、推進機関に対して、総会における議決権の設定に必要な情報を提出しなければならない旨
  - ⑦ 理事長は、会員から会議の目的である事項を示して請求があった場合であって、当該会員の議決権の合計が総会員の議決権の合計の5分の1以上であるときは、臨時総会を招集しなければならない旨
  - ⑧ 発電用の電気工作物を設置する者等であって会員ではないものが、総会に参加して、意見を述べることができる旨
  - ⑨ 総会の議事録は、原則として公表する旨
- (4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 役員に関する次に掲げる事項
    - イ 役員は、理事長1人、理事4人以内、監事2人以内とする旨
    - ロ 理事長及び理事は、常勤とする旨
    - ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
    - ニ 電気事業者の役職員であった者が役員となる場合、上記（２）③の各グループから1人ずつ役員を選出する旨及び当該役員は、各グループの利害にかかわらず、中立的でなければならない旨
    - ホ 理事長は、特定の電気事業者若しくは特定の電気事業者と密接な関係を有する事業者又は電気事業に関する特定の団体の利益を代表する立場の者でないものとする旨
    - ヘ 役員及び役員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範
      - (i) 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
      - (ii) 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項

- (iii) 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
  - (iv) 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
  - (v) 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
  - (vi) 倫理的行動に関する事項
  - (vii) 有価証券等の売買に関する事項
- ト 役員等の処分に関する事項
- ② 理事会に関する次に掲げる事項
- イ 理事長及び理事により構成される理事会を設置する旨及び監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べる旨
- ロ 理事会において、理事は各1個の議決権を有する旨及び理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長が決する旨
- ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨
- (i) 総会に諮らうとする事項（定款の変更、予算の決定又は変更、業務規程の変更、決算、役員を選任又は解任、事業計画及び事業報告書等）
  - (ii) 会員に対する制裁
  - (iii) 役職員の処分
  - (iv) 職員の任免
  - (v) 組織及び職位の改廃又は新設
  - (vi) 評議員の任免
  - (vii) 評議員会から提出された意見に対する理事会の見解
  - (viii) 送配電等業務指針の策定又は変更
  - (ix) 地域間連系線及び地内基幹送電線（※）（以下「地域間連系線等」という。）に関する長期の整備計画及び個別の地域間連系線等の整備計画（以下「地域間連系線等の整備計画」という。）に関する事項
- （※）使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。
- (x) 供給計画の取りまとめに関する事項
  - (xi) 系統アクセス業務に関する事項
  - (xii) 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）に関する事項
  - (xiii) その他重要な意思決定事項（会員に対する指示、電気供給事業者に対する指導・勧告、会員に対する資料提出要請、対外的な情報発信等）
- ニ 理事会の開催に関する事項

ホ 理事会の議事録は、原則として公表する旨

へ 理事会は、事業者、有識者等の意見を聴取するため、必要に応じ、委員会等を設置することができる旨

(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関における評議員会の位置付け

② 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を、理事会での審議に先立って審議する旨

イ 定款の変更

ロ 予算の決定又は変更

ハ 業務規程の変更

ニ 決算

ホ 組織の改廃又は新設

へ 送配電等業務指針の策定又は変更

ト 地域間連系線等の整備計画に関する事項

チ 供給計画の取りまとめに係る第29条第2項の意見の送付に関する事項

リ 電源入札等に関する事項（緊急の場合を除く。）

③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨

イ 苦情処理に関する事項

ロ 系統の信頼度評価に関する事項

ハ 指示、指導・勧告、系統アクセス業務その他の理事会の活動状況

ニ 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務の実施状況

ホ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況

④ 評議員の構成は、需要家、学識経験者等の多様な意見が適切に反映され得る構成とする旨及び評議員の任期に関する事項

⑤ 評議員会の開催に関する事項

⑥ 評議員会は、その審議結果を理事長に提出することができる旨

⑦ 評議員会の議事録は、原則として公表する旨

(6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨

② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者である会員に課す旨

③ 推進機関の運営費のうち、電源入札等を実施した場合に必要な補てん金については、理事会が決議する額を会費等に加え一般送配電事業者たる会員に課す旨

- (7) 財務及び会計に関する事項として、事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余額を翌年度に繰り越す旨が記載されていること。
- (8) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されていること。

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

- (1) 第28条の40第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 推進機関は、第28条の40第1号の監視を行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画（以下「需給計画」という。）の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨

- ② 推進機関は、会員の需給計画、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し及び我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況及び我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨

- ③ 推進機関は、小売電気事業者である会員の供給力の確保の状況を監視する旨

- (2) 第28条の40第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 第28条の40第1号の監視により、会員の需要想定が、過去の実績、契約電力等に照らして適切でない場合、会員の需要想定に比して当該会員の供給力が不足すると見込まれる場合その他会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、当該会員に対して、必要な指示を行う旨

- ② 一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨

- ③ 推進機関は、会員に対し指示を行った場合、これを速やかに公表する旨

- (3) 第28条の40第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも、送配電等業務指針の策定又は変更を行う場合には、理事会における審議に先立って、会員からの意見を十分に聴取する旨その他の送配電等業務指針の策定又は変更に関する手続が記載されていること。

- (4) 第28条の40第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 推進機関が長期（10年間）の需要想定を策定する旨及び推進機関は、必要に応じ、会員に対して、当該会員が需要想定を策定するために参考となる情報を提供する旨

- ② 推進機関が策定する需要想定要領には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨
- イ 需要想定に関する基本事項（想定期間、想定対象及び想定需要区分等）
  - ロ 供給区域の需要の想定方法
  - ハ 小売需要の想定方法
- ③ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法。また、推進機関は、当該取りまとめに当たっては、必要に応じて、会員から事情を聴取し、当該供給計画の送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等への適合性を確認する旨。
- ④ 推進機関は、必要に応じて、会員と供給計画について必要な調整を行う旨
- ⑤ 長期の電気の需給の見通し等を広く公表する旨
- ⑥ 推進機関は、我が国全体における地域間連系線等の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下単に「長期方針」という。）を策定する旨
- ⑦ 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
- イ 長期方針は、透明性を確保した手続で作成し、策定後直ちに公表されるべきものであること。
  - ロ 長期方針は、少なくとも数年ごとに改定され、かつ、必要に応じて不定期に改定されるものであること。
  - ハ 長期方針の不定期な改定に係る具体的な方法
  - ニ 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。
  - ホ 長期方針は、10年を超える長期を見通して、我が国全体のあるべき電力系統の姿を示すとともに、その実現に向けた考え方を示すものであること。
  - ヘ 長期方針は、電気事業者や海外諸国の関係機関等との意見等を踏まえた検討を経て策定されるものであること。
- ⑧ 推進機関は、地域間連系線等の整備計画を策定する旨及び地域間連系線等の整備計画の策定に当たっては、委員会等を設け、既設の設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえた検討を行う旨
- ⑨ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必要な情報を、一般送配電事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑩ 推進機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、電気事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑪ 推進機関は、経済産業大臣から地域間連系線等の整備に関する検討の要請を受けた場合には、当該要請に従って個別の地域間連系線等に係る計画策定手続（以下「計画

策定プロセス」という。)を開始する旨及び当該地域間連系線等の整備計画の取りまとめまでに要する期間を経済産業大臣に報告し、公表する旨

⑫ 第28条の40第4号の検討を行うため、電力システムの安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨

(5) 第28条の40第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札等を行う旨

② 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物の設置、維持及び運用する者とする旨

③ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

イ 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合

(i) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認められる場合

(ii) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合

ロ 一般送配電事業者より検討の必要性の提起があった場合

ハ 経済産業大臣からの検討の要請があった場合

④ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた検討会を設置し検討を行う旨

⑤ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況を検討会に報告する旨。

⑥ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

(6) 第28条の40第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。

① 第28条の40第1号の監視を通じて、会員が需給バランスを確保する見込みがないと認められる場合

② 第28条の40第7号の苦情の処理及び紛争の解決を行うに当たり、必要があると認められる場合

③ 第28条の40第8号の連絡調整を行うに当たり、地域間連系線の運用容量若しくはマージンの算定又は系統アクセス業務において、会員が正当な理由なく、必要な調整に応じない場合

④ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめの結果、当該供給計画が送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等に照らして不適切であると認められる場合

⑤ ①から④までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務

指針に照らして不適切な行為を行っていると思われる場合

(7) 第28条の40第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 苦情受付、相談、あっせん及び調停を行うために必要な体制を整える旨
- ② 紛争の解決については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の規定に準じて行う旨

(8) 第28条の40第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 送配電等業務に関する情報提供については、「系統情報の公表の考え方」（2015 資電部第17号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づいて行う旨
- ② 推進機関は、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）により、法令に基づき必要となる需要者の承諾を得た小売電気事業者が、当該需要者に関する必要な情報を入手できる環境を提供する旨
- ③ 推進機関は、スイッチング件数の推移等を監視し、その利用状況を公表する旨
- ④ スwitching支援システムの利用に関する事項を送配電等業務指針に定める旨
- ⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨。
- ⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項

イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等のある電源等の取扱い、混雑時の処理の手続等地域間連系線に係る業務の手順。

ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨。また、会員は、推進機関の要請に基づき、当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨。

ハ マージンは、推進機関が定期的に必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表する旨

ニ 実需給断面におけるマージンは、各供給区域における供給予備力が必要量確保されている場合には0とするものとする旨及び0とならない場合には、あらかじめ、その理由が明らかにされなければならない旨

ホ 特定の供給区域において、再生可能エネルギー電気等を発電する発電設備の増加等により、調整力が不足し、当該特定の供給区域において周波数調整ができない、又はできないおそれがあると認められる場合の広域的な周波数調整を行うための要件及び実施手順を定める旨

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロ

ワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報の公表の考え方及び「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

- ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.（1）から（5）までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨
- ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨
- ニ 推進機関は、一般送配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期的に系統アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨
- ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、別添3の2.（4）②及び⑤、（5）②及び⑥並びに（6）②及び⑥の案件並びに（10）により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨
- ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、当該系統連系希望者の特定負担となる送変電設備の増強が一定規模以上必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、①推進機関が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があること又は②推進機関における計画策定プロセスを提起できる可能性があることを説明しなければならない旨
- ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募る場合は、以下の方法により、近隣の電源接続案件の募集手続を行わなければならない旨、当該手続の実施に当たっては、情報管理を徹底しなければならない旨及びその標準処理期間
  - （i）募集の対象となる送電系統の周辺地域における他の系統連系の案件を、入札その他の公平性及び透明性が確保された方式により募集する方法
  - （ii）応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画について、一般送配電事業者に検討を要請し、別添3の2.（5）に準じて回答を行う方法
- チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、既存の発電用の電気工作物の建て替えに伴う連系希望者を募るに当たり、既存の発電用の電気工作物の建て替えは新規の発電用の電気工作物の連系の場合と同様に取り扱うことが公平であるとの考えに基づき、連系希望の募集手続を行わなければならない旨、当該手続の実施に当たっては、情報管理を徹底しなければならない旨及び標準処理期間を定める旨
- リ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指定する

旨

- ⑧ 卸電力取引所において成約した取引に関する情報の把握の方法
  - ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の6.(6)①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨
  - ⑩ 推進機関は、一般送配電事業者から全国のインバランス量を集計し、集計結果を卸電力取引所に通知する旨
- (9) 第28条の40第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、毎年度、次に掲げる事項を含んだ報告書を作成し、これを公表する旨
    - イ 前年度までの電気の需給（一般送配電事業者である会員の供給区域における周波数や電圧の変動、停電の情報を基礎とする供給区域ごとの状況、リスク要因の評価・分析を含む。）並びに地域間連系線等及び系統アクセスの状況
    - ロ 将来の電気の需給、地域間連系線等及び系統アクセスの状況の見通し
    - ハ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析及び当該分析を踏まえた対策案
  - ② 推進機関は、地域間連系線の利用状況に応じた各供給区域の適切な供給予備力の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な供給予備力の水準について不断に見直さなければならない旨
  - ③ 推進機関は、一般送配電事業者がその供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨
  - ④ 推進機関の業務に関する情報の収集及び調査分析を行う旨並びに当該情報及び調査分析結果を国内外に積極的に発信するために必要な体制
  - ⑤ 災害等が発生した場合には、推進機関が緊急対策本部等を設置する旨及び災害等が発生した場合における参集基準その他の会員が協調して災害復旧等に取り組むために必要な事項。また、災害等が発生した場合には、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者である会員の供給区域の総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する情報を報告する旨。
  - ⑥ 推進機関と会員の連携体制を確認する観点から、少なくとも年に1度、災害等対策訓練を実施する旨及び推進機関が被災した場合等においても他の代替拠点等においてその業務を継続し、又は速やかに再開するための業務継続計画（BCP）を策定する旨。また、少なくとも次の情報を会員から定期に受け取る旨。
    - イ 電気工作物の所在地及びその性能
    - ロ 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）

ハ 災害対策のための資機材の保有の状況

ニ 災害対策のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況

ホ 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況

⑦ 推進機関は、会員に対するサイバーセキュリティ対策に関する情報提供を行う旨

(10) 上記1. (2) ③のそれぞれのグループに対する公平性を確保すること、需要家利益に配慮すること、透明性を確保することその他の推進機関の業務運営の基本方針及び上記(9)の業務等により得られた知見を、各業務に反映させる仕組みが記載されていること。

(11) 理事会、評議員会及び個別課題に対応して設置される委員会等の議事録は、原則として公表する旨及びその具体的な方法並びに外部からの情報公開の請求があった場合における具体的な対応方法が記載されていること。

(12) 組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関が業務を行う時間及び場所並びに第28条の40第1号の監視等の業務については、24時間これを行う旨

② 理事会の決議事項のうち、送配電等業務指針の策定又は変更その他の会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、会員その他の事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨

③ 理事会の決議事項のうち、地域間連系線等の整備計画の策定又は変更その他の電力系統の運用に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨

④ 業務の内容に応じて、弁護士、公認会計士、電力系統の運用に専門的な知見を有する者等を、役員又は職員として確保する旨が定められていること。

⑤ 推進機関の業務を遂行するために必要な事務局を置く旨

⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨

⑦ 事務局の各部署の総合調整に関する事項並びに電気の需給及び送配電等業務に係る統計、調査及び研究業務を行うために必要な体制を構築する旨

⑧ 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、必要な体制を構築する旨

⑨ 職員に関する次に掲げる事項

イ 多様な専門性を有した十分な数の職員を事務局の職員として確保する旨

ロ 電気事業者からの出向者が職員となる場合には、当該出向者が業務を行う部署が、上記1. (2) ③の特定のグループの出身者によって著しく多数を占められないよう留意する旨

ハ 出向者の専門性に偏りが無いよう留意する旨

ニ 推進機関のプロパーを偏ることなく配置するよう留意する旨

⑩ 任期付き任用等の柔軟な雇用形態による体制確保を含め、柔軟かつ機動的な事務局体制を構築する旨

⑪ 女性を積極的に登用する旨

(13) 職員及び職員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が記載されていること。

① 業務遂行上の法令の遵守に関する事項

② 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項

③ 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項

④ 業務上創造された知的財産の保護に関する事項

⑤ 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥ 倫理的行動に関する事項

⑦ 有価証券等の売買に関する事項

⑧ 他の組織から出向している職員が、出向元と利害関係を有する業務に主担当として携わることを禁止するなど、適切な業務執行に関する事項

(14) 十分な拡張性のある情報処理システムを具備する旨、法制度等の見直し、システム利用者からの改善要請等に応じて、柔軟に当該情報処理システムを更新する旨並びに当該情報処理システムに係る役務又は物品の調達に当たっては、公募を行うなど、透明性及び公平性を確保した調達を行う旨が記載されていること。

(15) 業務に関する帳簿、書類その他の情報の管理に関し、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な方法を就業規則、出向協定書等において定める旨

② 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、独立行政法人等が行う文書の管理に準じた管理を行う旨

③ 適切なサイバーセキュリティ対策を講じる旨

3. その他業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実に認められることの基準

(1) 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。

① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、推進機関がその業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。

② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。

③ その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、その業務を健全な

状態で持続的に遂行し得る財政面での確実性が認められること。

- ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
- (2) 技術的能力について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 緊急時も含めて適確に業務を遂行するために必要な情報を収集・集約することができる仕組みが整えられる見込みがあること。また、情報処理システムを含め、必要かつ十分な能力を備えた施設、設備等が、保有、貸借等により確保される見込みがあること。さらに、これらの施設、設備等を操るために十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
  - ② 役員が十分な技術的能力・経験等を有していること。
  - ③ 技術的能力・経験等を有する職員が十分に確保される見込みがあること。また、当該職員が適切に配置される見込みがあること。
  - ④ 施設、設備等の管理責任者が確実に選任される見込みがあること。
- (3) 業務の継続性について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 事務所、情報処理システム、情報の伝送手段等に関して、多重化が図られている、又は図られる確実性が高い具体的な計画を有していること。
  - ② 業務継続計画（BCP）が、推進機関が被災した場合等においてもその業務を継続し、又は速やかに再開するために十分なものであること。
- (4) 業務を開始するまでに行う準備に関する計画に、業務を開始するまでに行う事項及びその予定が記載されていること。